

GPAに関する細則

(目的)

第1条 名古屋美容専門学校学則第16条の規定に基づき、GPA（グレード・ポイント・アベレージ＝成績評定平均値）に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 「GPA」とは、各授業科目の成績の評価に対して、4～0の評点（グレード・ポイント。以下「GP」という）を付与して算出する1単位当たりの評定平均値をいう。

2 30時間で1単位とする。

3 評定平均値を算出するために、以下の通り定義する。

- ・SGP（サブジェクト・グレード・ポイント）＝GP×単位数
- ・TGP（トータル・グレード・ポイント）＝SGPの合計

(配点)

第3条 100点満点で評定された成績の段階ごとに次のGPを配点する。

GP	記号	評価	総合評価
4	S	秀	100～90点
3	A	優	89～80点
2	B	良	79～70点
1	C	可	69～60点
0	D	不可	59点以下

(対象授業科目)

第4条 GPA算出の対象となる授業科目は、全ての科目とする。

(GPAの種類及び計算方法)

第5条 GPAは、次の各号に区分し、当該各号に定める方法で計算する。この場合において計算値は、小数点以下第3位を四捨五入して算出する。

- (1) 学期GPA＝（当該学期において履修した各授業科目の単位数×各授業科目のGP）の和／当該学期において履修した各授業科目の単位数の和
- (2) 年度GPA＝（当該年度において履修した各授業科目の単位数×各授業科目のGP）の和／当該年度において履修した各授業科目の単位数の和
- (3) 通算GPA＝（全学期において履修した各授業科目の単位数×各授業科目のGP）の和／全学期において履修登録した各授業科目の単位数の和

(GPAの通知)

第6条 GPAの学生への通知は、成績証明書に学期GPA、年度GPA及び通算GPAを記載する。

(学習指導計画)

第7条 担任は、GPAに基づく学習指導の計画を策定し、学生の学修指導を行うものとする。

附 則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

ただし、平成31年度（2019年度）入学生からこの細則を適用する。